

修繕請負契約書(案)

- 1 件 名 海洋深層水払下管理制御盤のタッチパネル修繕
- 2 修 繕 場 所 沖縄県海洋深層水研究所研究棟事務所内および農業機械棟格納庫
- 3 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで
- 4 請 負 代 金 ￥－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥－
(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税額の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契 約 保 証 金 沖縄県財務規規則101条に基づき契約金額の100分の10以上。
ただし、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は免除とする。
- 6 特 約 事 項 別添仕様書のとおり

上記の修繕について、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発 注 者 住 所 沖縄県島尻郡久米島町字真謝 500-1
氏 名 沖縄県海洋深層水研究所長 中村 博幸

受 注 者 住 所
氏 名

第1条 上記の契約に関して、乙は、この契約の条項のほか甲の指示に従いこれを履行しなければならない。

第2条 乙は、物件の引渡しをしようとするときは、あらかじめその旨を甲へ通知しなければならない。

第3条 乙は、甲の行なう検査に合格した後でなければ、引渡すことができない。検査に要する費用及び検査のため消耗破損したものは全て乙の負担とする。

2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができない。

第4条 乙は、検査の結果、不合格と決定した部分を遅滞なく修繕しなければならない。

第5条 乙は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、当該目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡の責任を負うものとする。

第6条 修繕の保証期間は、検査を完了した日から1年とし、当該保証期間中に生じた故障等については、発注者の故意又は過失による場合を除き、無償にて修繕するものとする。

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により期限までに引き渡すことができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、工期内にしなければならない。

3 甲は、第1項の願出が正当であると認めたときは、これを承認し、第9条の違約金を免除することができる。

第8条 甲は、検査の完了後、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

第9条 乙は、工期内に完成することができないときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し沖縄県財務規則第109条第1項に基づく割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第10条 この契約履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は修繕を中止させることができる。

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができ

る。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第13条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第14条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第15条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が認める場合についてはこの限りでない。

第16条 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、修繕上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

第17条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を遵守し、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする。